

京都市告示第447号

令和2年4月1日以降に、京都市が発注する物品の購入、売払い、修繕若しくは賃借、製造の請負、印刷、役務の提供（委託（測量・設計等を除く。）を含む。）又は著作物の使用許諾等（以下「物品等の調達」という。）の契約に係る競争入札に参加しようとする者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び資格審査の申請方法等について、次のように定め、告示します。

令和元年12月2日

京都市長 門川 大作

1 競争入札参加資格の要件等

- (1) 競争入札に参加しようとする者は、市長が必要と認める場合を除き、次に掲げる資格を有する者でなければならないこととします。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - イ 引き続き1年以上、当該営業を営んでいること。
 - ウ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
 - エ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
 - オ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
 - カ 法令の規定により、当該営業について、免許、許可、登録等が必要な場合は、当該免許、許可、登録等を受けていること。
 - キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (2) 競争入札に参加しようとする者に相続、合併その他によって営業の承継があった場合においては、上記(1)イからオまでに掲げる資格について、前営業者の資格を承継するものとみなします。
- (3) 令和2年3月31日までを有効期間とする競争入札参加資格の審査において適格と認められ、京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されている者を審査の対象とします。

2 競争入札参加資格の審査

競争入札参加資格の審査は、京都市、京都市交通局及び京都市上下水道局が共同して行います。

- (1) 競争入札参加資格の種類

競争入札参加資格は3種類に分かれており、今回申請の対象となるのは「物品」です。

物品 … 物品等の調達の契約に係る競争入札における参加資格

(2) 申請先

京都市、京都市交通局及び京都市上下水道局に共通の申請となります。

(3) 申請書類

ア 提出書類

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) その他市長が別に定める書類

イ 入手方法

申請書類は、京都市行財政局財政部契約課のホームページでダウンロードすることができます。

(4) 提出方法

申請書類の提出は、郵送により行ってください。

ア 受付期間 令和元年12月11日(水)から12月20日(金)まで(消印有効)

イ 送付先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局財政部契約課 資格申請受付担当

3 結果通知

競争入札参加資格審査結果通知書により、審査の結果を通知します。

4 競争入札参加資格の有効期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

5 問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階 京都市行財政局財政部契約課 物品契約担当

電話 075-222-3315

HP <http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/>

(行財政局財政部契約課)